限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～四　［略］

一　［略］

二

(ろ)	(い)
図書の書類	
明示すべき事項	
［略］	
付近見取図	法第六十条の三の規定が適用される建築物（三十九の二）
配置図	
地盤面の異なる区域の境界線	
特定用途誘導地区の境界線	
二面以上の断面図	
土地の高低	
敷地面積求積図	
敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
建築面積求積図	
建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
敷地の位置	
地盤面の異なる区域の境界線	
特定用途誘導地区の境界線	
二面以上の断面図	
土地の高低	
法第六十条の三第一項第三号又は第二項ただし書の規定が適用される建築物	
法第六十条の三第一項第三号又は第二項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	
当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
［略］	

三～五　［略］

2～11　［略］

一～四　［同上］

一　［同上］

二

(ろ)	(い)
図書の書類	
明示すべき事項	
［同上］	
付近見取図	法第六十条の三の規定が適用される建築物（三十九の二）
配置図	
地盤面の異なる区域の境界線	
特定用途誘導地区の境界線	
二面以上の断面図	
土地の高低	
［新設］	
［新設］	
［新設］	
［新設］	
敷地の位置	
地盤面の異なる区域の境界線	
特定用途誘導地区の境界線	
二面以上の断面図	
土地の高低	
法第六十条の三第一項ただし書の規定が適用される建築物	
法第六十条の三第一項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	
当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
［同上］	

三～五　［同上］

2～11　［同上］